寄稿

「検察改革」の先にあるもの

一橋大学大学院教授
村岡 啓一
Muraoka,Keiichi

Ⅰ　はじめに　　Ⅱ　本件の根源的な問題とは何か　　Ⅲ　取調べの構造的な危険性にどう対処すべきか
Ⅳ　虚偽供述を「させて」いるという検察官の自覚を妨げるものは何か　　Ⅴ　最後に

Ⅰ はじめに

平成22年(2010年)12月24日、最高検察庁は「いわゆる厚労省元局長無罪事件[1]における捜査・公判活動の問題点等について」と題する報告書(以下、厚労省元局長無罪事件を「本件」といい、上記報告書を「最高検報告書」という。)を公表した。最高検が無罪となった事件につき捜査および公判活動の問題点を検証した報告書を公表したのは、最近では、平成19年(2007年)8月の氷見事件および志布志事件に関するもの[2]、平成22年(2010年)4月の足利事件に関するもの[3]に次いで、これが3例目ということになる[4]。

1) 厚労省元局長無罪事件とは、大阪地検特捜部が平成21年(2009年)2月、広告会社などが障害者向けの郵便割引制度を悪用した事件に関連して、自称障害者団体に偽の証明書を発行したとして厚労省局長であった村木厚子氏を逮捕したが、平成22年(2010年)9月10日、大阪地方裁判所が無罪を言い渡し、検察庁の上訴権放棄で無罪判決が確定した事件である。その後、大阪地検特捜部の主任検事が本件で押収していたフロッピーディスクのデータを検察の構図に合うように改ざんしていたことが発覚して、同年9月、最高検が同検事を証拠隠滅罪で逮捕・起訴し、同年10月、主任検事による証拠改ざんを隠したとして上司であった特捜部長と副特捜部長を犯人隠避罪で逮捕・起訴した。

2) 平成19年(2007年)8月最高検察庁『いわゆる氷見事件及び志布志事件における捜査・公判活動の問題点等について』。氷見事件とは、平成14年(2002年)に富山県氷見市で発生した2件の強姦および強姦未遂事件につき、自白して有罪判決を受け服役した被告人が真犯人ではなかったことが、服役後の真犯人の登場によって明らかになった事件である。志布志事件とは、平成15年(2003年)4月の鹿児島県議会議員選挙に際し、候補者であった被告人の志布志町における選挙運動に関し、7世帯しかない山村集落の住民12名が公職選挙法違反(現金買収)に問われたが、後に、現金供与の会合自体が存在せず、空中楼閣であったことが裁判によって明らかになった事件である。

3) 平成22年(2010年)4月最高検察庁『いわゆる足利事件における捜査・公判活動の問題点等について』。足利事件とは平成2年(1990年)に栃木県足利市で発生した幼女殺害事件につき、DNA鑑定の結果DNA型が一致したとして、同12年(2000年)7月最高裁で無期懲役が確定した被告人が、再審の結果、DNA鑑定が誤っていたことが判明し、再審途中の同21年(2009年)6月、17年半ぶりに釈放され、同22年(2010年)3月、再審無罪が確定した事件である。

4) 最高検が個別事件の誤起訴原因について報告書を公表するのは極めて異例であり、最近の4事件以前の公表例としては司法研修所の検察教官が執筆した書籍が2冊ある程度である。守屋克彦「氷見事件・志布志事件に関する最高検察庁の調査報告書について」季刊刑事弁護54号(2008年)126頁。

いずれの事件にも共通するのは、①当該事件の被告人とされた人物が無実の者であり、完全な冤罪であることが後に証明されたこと、および、②無実であるにもかかわらず、捜査機関の取調べの結果、被告人を犯人とする供述調書が多数採取されたことである。氷見事件、志布志事件、足利事件では被告人自身が罪を認める自白(虚偽自白)をしていたのに対し、本件では、被告人自身の自白はなかったものの、被告人の犯行を示す膨大な量の関係者の供述調書が採取されていた。足利事件では、DNA鑑定の誤りが誤判原因として注目され、本件では、大阪地検特捜部の主任検事によるフロッピーディスクの改ざんという犯罪行為に注目が集まったが、実は、その背後にある、無実の者を犯人に仕立て上げる本人あるいは関係者の供述調書が捜査機関の手によって作成されていたこと、いわば取調べという「地」の部分こそが深刻な問題を提起しているのである。特に、本件の場合は特捜事件であるがゆえに、警察の捜査を前提とした検察のチェック機能が適切であったかという問題は存在せず、ストレートに検察自体が捜査主体として、内容虚偽の関係者の供述調書を大量に生みだしていたことが一層深刻な問題を提起していた。

最高検報告書は平成22年(2010年)12月24日開催の「検察の在り方検討会議」[5]に提出されたが、委員からは、大阪地検特捜部の検察官の個人的な資質に基づく特殊な逸脱事例であるかのような把握の仕方に批判が集中した。特に、「検察の風土」[6]との関連性や「個人の気持ちをどこかで歪めていく構造」[7]の解明など、「なぜ、このような事件が起こったかという根源的な原因」[8]が解明されていない点が異口同音に指摘された。平成23年(2011年)1月27日に開催された同会議のヒアリングに出席した本件の被告人であった村木厚子氏は、最高検報告書の検証結果につき、「証拠品改ざんはショックだが、それよりも検事や副検事がチームで(私の関与を示す)調書を作ったことに恐怖を感じた。検証結果はそこを直視せず、原因分析がなかったことにがっかりした。」と述べた[9]。つまり、最高検報告書は、最も根源的な問題である「なぜ、事実と違う内容虚偽の供述調書が組織的に作成されたのか」を全く解明してはいないのである[10]。

私は、氷見事件および志布志事件の最高検調査報告書を分析して、そこに「無実の者がなぜ虚偽自白をしたのか」の原因分析がなく、もっぱら、虚偽自白の存在を前提として「なぜ捜査機関は虚偽自白を見抜けなかったのか」の究明に終始していることを見いだした。そして、検証報告では、あたかも虚偽自白を「した」供述者の側に帰責事由があるかのように冤罪の原因が求められ、捜査機関が虚偽自白を「させた」という視点が欠落していることを指摘した[11]。この

5) 本件を捜査した大阪地検特捜部の犯罪行為を契機に、検察改革の方向性を論議する目的で2010年11月に設けられた委員15名からなる法務大臣の私的諮問会議である。同会議のメンバーと毎回の会議資料と議事録が法務省のホームページ(下記)に公表されている。http：//www.moj.go.jp/kentou/jimu/kentou01_00001.html

6) 平成23年(2011年)1月13日開催の検察の在り方検討会議第4回議事録7頁の但木敬一委員の発言。

7) 前注6)同第4回議事録9頁の吉永みち子委員の発言。

8) 前注6)同第4回議事録12頁の龍岡資晃委員の発言。

9) 読売新聞および朝日新聞の2011年1月28日記事などの報道から再現した発言要旨。検察の在り方検討会議第6回議事録28頁。

10) 2010年12月24日付日弁連会長声明「厚生労働省元局長事件の検証結果報告書に関する会長声明」でも、「検察官が関係者らに対する強引な取調べによって予め描いたストーリーに沿った虚偽の内容の供述調書に署名押印させたことについて十分な解明が行われていない」と批判している。

11) 村岡啓一「冤罪事件から捜査機関は何を学んだのか―氷見事件と志布志事件の調査報告書の分析から見えてくるもの―」日弁連人権擁護委員会編『誤判原因に迫る―刑事弁護の視点と技術―』現代人文社(2009年)972頁。

捜査機関の側に帰責事由があるという視点の欠落は足利事件の虚偽自白についての検証報告でも同様であった[12]。そして、本件の最高検報告書においても、やはり、検察官が供述者に虚偽供述を「させた」いう認識は希薄である。小津博司最高検次長検事は、検察の在り方検討会議(第4回)の最高検報告書に対する質疑応答の最後に、内容虚偽の関係者の供述調書が大量に作成されたという事実を認めたうえで、次のように語った。「我々サイドからいたしますと、事実ではない供述調書があることの恐ろしさといいますか、これが被疑者・被告人だけではなくて、検察をいかに誤らせ、検察をいかに傷つけられるかということを痛切に感じさせられた事件ではないかなと思っているわけであります。」[13] ここに見られるのは検察被害者論であり、検察こそが虚偽の供述調書を作成した当事者だという認識が見事なまでに抜け落ちているのである。

本稿では、最高検報告書では解明されなかった「なぜ、事実と違う内容虚偽の供述調書が組織的に作成されたのか」という根源的な問題について私なりの回答を提示してみたい。検察の在り方検討会議の具体的な検察改革案は平成23年(2011年)3月末には示されるであろうが、その検察改革の内容がどのようなものになろうとも、その先には、やはり、根源的な問題は厳然として存在し続けるであろうと考えるからである。

Ⅱ 本件の根源的な問題とは何か

本件の示す最も根源的かつ構造的な問題は、村木厚子氏が恐怖を覚えた「大阪地検特捜部が組織的に事実と違う供述調書を作成したこと」にある。本件の場合、被告人自身の虚偽自白が問題となったのではなく、公判になれば証人となる関係者の虚偽供述が問題となったのであるが、取調べの過程では、当事者として検察官と供述者(被疑者または参考人)しかいないのであるから、虚偽供述が生まれる構造は同じである。密室での取調べにおいて客観的に虚偽供述が生まれる場合、虚偽供述を生む責任主体は、①供述者である、②取調官(検察官)である、③双方であるといういずれかということになる。従来の検証報告書は、①の立場、すなわち虚偽供述を「した」供述者本人に帰責事由があるという立場に立っていたために、②取調官の側に帰責事由があるのではないかという反省の契機、つまり、取調官が虚偽供述を「させた」という視点が生まれず、ついに、わが国の取調べシステムが構造的に持っている危険に目を向けることがなかった。この構造的な危険というのは、虚偽供述をせざるを得ない状況に陥るのは、なにも特別な人(性格的に弱い人、知的障害のある人、権力に弱い人など)に限ったことではなく、一般通常人であれば誰でも取調べの持つ状況的圧力に屈服するということである。本件では、実に多くの関係者が村木氏の関与を示す様々な間接事実につき「虚偽」を語ったわけで、まさしく普通の常識人が虚偽供述を「させられた」という現実が明らかになったのである。

12) 足利事件の被告人であった菅家利和氏がなぜ虚偽自白をしたのかという理由について、警察庁の検証報告書も最高検の検証報告書も、DNA型鑑定が一致したことを突きつけられた菅家氏が、十分な反論をなしえない「性格的な弱さ」から弁明を諦めて、捜査官の描いた構図に「迎合した」と記述している。佐藤博史「弁護人からみた警察庁と最高検察庁の足利事件検証報告書—足利事件が教えるわが国の刑事司法の課題」東京大学法科大学院ローレビューvol.5(2010年9月号)229頁。

13) 検察の在り方検討会議第4回議事録24頁の小津博司最高検次長検事の発言。

そうすると、本件の場合、少なくとも検察官の側に帰責事由があった(前記分類の②または③の場合に該当する)ことは明らかであり、実際に取調べにあたった検察官のいかなる行為が虚偽供述をもたらしたかの解明が不可欠となる。しかし、この点に関する最高検報告書の記載は極めて歯切れが悪い。同報告書は、取調べの問題点として、取調べを担当した検察官が「机をたたいた」(威嚇)あるいは「トランプをした」(懐柔)ことや「他の関係者の供述内容を伝える」などの「誘導」をした事実を証拠決定の際に裁判所が認定した範囲内で認めたうえで、「検察官の不適切な押し付け」によって「客観的証拠や客観的な事実と整合しない供述調書が作成されたのではないか」との疑念を生じさせたと記述するにとどまっている[14]。最高検報告書の立場は、現行の刑事訴訟法では任意性(特信性)がないと裁判所が判断しない限り参考人の供述調書は伝聞証拠の例外として証拠に採用されるのであるから、仮に供述者の側で「押し付け」と受け止めるような言動があったとしても、検察官において「矛盾等を追及すること自体は、取調べにおいて不当とされるものではない」[15]というものである。したがって、ここからは、心理学的に不任意であっても法的に任意性(特信性)が否定されない限り、取調べを担当する検察官に帰責事由はなく、裁判所が任意性(特信性)を否定した原因となった「一部の不適切行為」についてのみ帰責事由があるという理解になる[16]。こうした理解からは本件が検察全体の取調べが持つ構造的な危険性を示しているという認識は出てこない。

本件の根源的な問題が問いかけているのは、取調べを担当した個々の検事が作成した供述調書に法的な任意性(特信性)があったか否かではなく、チームとして行動する特捜部検事の全員が一定の事件の構図を共有して関係者の取調べに臨めば、客観的な事実から乖離してでも「検察官の意図する内容に沿った供述調書」を作成できることの危険性である。特捜部の捜査手法が、検察自らの描いた事件の構図にそって供述調書を作成していくスタイルであることは広く知られているが、これが有効なのは検察の構図が客観的な事実に合致している場合のみに限られる。しかし、供述証拠は常に虚偽をはらむ可能性を持っているから、これは結果的にみて検察の構図が客観的な事実と符合していたという結果論からの正当化でしかない。本件のように、検察の構図そのものが最初から客観的な事実から乖離した空中楼閣である場合には、特捜部の捜査手法は容易に冤罪を生みだす強力な手段に変貌するのである。それゆえに、最初に検察の構図を描く段階で客観的な証拠との整合性が厳しく吟味される必要があるが、本件の場合がそうであったように[17]、往々にして、事件の構図は思い込みから出発し、それがあたかも不動の

14) 最高検報告書14頁以下。
15) 最高検報告書15頁。
16) 大阪地裁が本件の関係者の供述調書の多くにつき刑事訴訟法321条1項2号書面の特信性を否定した判断は、検察官による特信性の立証責任を厳格に解して、供述者の主張する不任意供述の原因となった検察官の行為を否定できないとしたものである。従来の刑事訴訟の実務では任意性をめぐる供述者と取調官の主張が水掛け論に陥った場合には供述調書がそのまま採用される傾向があったので、検察官の立証責任を厳格にして特信性を否定した大阪地裁の証拠決定それ自体が特別視されることになった。検察の在り方検討会議第4回議事録16頁、20頁によれば、任意性判断を厳格にしてこなかった裁判所の責任を指摘した宮崎誠委員と裁判所の責任を否定する原田國男委員との間で議論の応酬があった。
17) 本件では、公的証明書を偽造して発行した厚労省係官の単独犯行であるという事件の構図は上級庁である大阪高検検事の「この種の事件で単独犯とは考えられない」という意見で一蹴され、局長の指示の下で公的証明書が発行されたという検察の構図が確定した。

「真実」であるかのように捜査の方向性を支配するに至るのである。

Ⅲ 取調べの構造的な危険性にどう対処すべきか

こうした冤罪に至る検察の取調べをてことした暴走を止めるために、実際に特捜部検事の「押し付け」を体験した冤罪の被害者や、密室での取調べの構造的危険性を認識している日弁連を始めとする有識者は、取調過程の可視化を提言している。日弁連が主張しているように取調べの全過程を録音・録画することになれば、確実に「不当な押し付け」であることを認識している検察官は不任意供述をもたらす尋問方法を回避するであろうから、虚偽供述、虚偽自白を誘発する危険性が大幅に減少することは疑いない。可視化に反対する論拠に挙げられる贈収賄事件や組織犯罪等の内部情報に基づく上層部への突き上げ捜査が困難になるという点も、冤罪の発生がもたらす負の利益との比較考量をすれば当然に譲歩すべき利益であるから、取調べの全過程の可視化を否定すべき根拠とはなりえない。今回、最高検報告書で提案された再発防止策である任意性判断のための一部録画や検察内部のチェック機構の整備[18]よりははるかに実効的な対応策である。

しかし、取調べの全過程の可視化は原理的に捜査機関による取調べを容認し、取調べの結果得られた供述調書がわが国の刑事司法において主要な役割を担い続けることを事実上前提にしている。現在の供述調書に依存した刑事実務を前提とする限り、取調過程の可視化こそが供述の任意性担保の切り札であることは間違いないが、私は供述調書依存の刑事司法からの脱却の契機をかえって失うことになりはしないかという一抹の不安を覚える。現在の供述調書中心の実務を変革しないままに取調べの全過程の可視化に踏み切った場合、任意性に問題がないと判断された供述は内容的に供述者の「真実」を語った実質証拠として使用されることは避けがたく[19]、「捜査段階の第一審化」をもたらすことが予想される。その場合には、併行してアレインメントや司法取引の導入など刑事司法制度のさらなる改革課題が提起されると思われるが、日弁連においてそれらの関連する改革課題にどう対応するのかは現時点では不明確である。おそらく、検察の在り方検討会議の検察改革案の一つとして取調過程の可視化を実現すべきことは提言されるものと思われるが、それに合わせた制度改革の青写真を早急に日弁連は示す必要があるのではないかと考える。

取調過程の可視化の考え方は、いわば外在的な取調べ適正化の方法である。これに対し、内在的な取調べ適正化の方法もありうる。その一つは、取調べを担当する検察官自身に取調べの持つ構造的な危険性を認識させ、供述者に対し心理学的に不任意な供述を「させる」ことを意識的に回避させることである。これは取調べ検察官のジレンマ(無理をしてでも検察の構図に合った供述を採らなければならない使命と公正であろうとすることのジレンマ)からの解放を意味し、検察官倫理の教育の課題となろう。おそらく、検察の在り方検討会議の検察改革案の一つとして、検察官の行為規範(倫理規範)の確立も提言されるものと予想されるが、問題は、いかにして検察官にフェアネスの考え方を浸透

18) 最高検報告書36頁以下参照。検察の在り方検討会議第10回に提出された最高検の一部録音・録画の試行方針参照。
19) 検察の在り方検討会議第6回会議の宮崎委員提出資料「弁護士ヒアリング(検察の在り方検討会議)報告書」の6頁以下で録音・録画された供述証拠の実質証拠化が議論されている。韓国では、現在、2012年を目途に映像録画物の実質証拠化を内容とする刑事訴訟法の改正が議論されている。なお、取調過程の可視化の議論は、検察の在り方検討会議第9回から開始された。

させるかにかかっている。

内在的な適正化の方策のもう一つは、国連の規約人権委員会の累次の勧告が示しているように、わが国の刑事司法における供述証拠依存の体質を改めることである[20]。自白を始めとする供述証拠が事実認定において重要な位置を占めることは疑いないので、供述証拠を使用しないという選択肢はありえないが、その位置づけを現在の中心的地位から補充的な地位に変更することは可能である。そうすれば、重要な供述証拠の獲得を「ミッション」とする「割り屋」[21]が称賛されることはなくなるだろう。

こうした内在的な適正化の方向性は、いかにも迂遠で効果的ではないように見えるかもしれない。しかし、虚偽供述の類型には、強制の結果迎合してなされる虚偽供述だけではなく、強制の結果自己同化してなされる虚偽供述や任意でなされる虚偽供述[22]もあるのであり、後者については、外在的な適正化の方策では阻止しえないのである。

本件の取調べに臨んだ検察官が、内心において、自らの「押し付け」によって供述者をして不任意の虚偽供述を「させて」いるといった認識を有していたのかは分からないが、その「させて」いるという認識があったとすれば、その行為を差し控えることで適正化は果たされるのである。おそらく、外在的方策か内在的方策かのいずれか一方の方策によるのではなく、二つの方策が相まって適正化が実効的に実現されると考えるべきだろう。

仮に、本件の取調べに臨んだ検察官が、内心において、供述者に不任意の虚偽供述を「させて」いるといった認識を有していなかったとしたら、事態はより深刻である。大阪地検特捜部の取調検察官は、客観的には事実から乖離した虚偽供述を供述者に「させて」いたにもかかわらず、それを認識していなかったのはなぜかという問題に直面するからである。換言すれば、そうした認識を妨げていたのは何かという問いである。私は、本件において、多くの特捜部検事にはそもそも自らが虚偽供述を採取しているという自覚が全くなかったのではないかと疑っている。この疑惑が正しいとすると、ここに更に解明すべき根源的な問題が潜んでいることになる。

Ⅳ 虚偽供述を「させて」いるという検察官の自覚を妨げるものは何か

上記の問いに対する回答を考えるうえで、一つの参考となる事例を提供しよう。平成22年(2010年)10月、私は、ある私立高校から本件を素材に日本の刑事司法制度について高校生に出張授業をしてもらえないかという依頼を受けた。そこで、私は本件と対比して次のような説例を考えてみた。

『M検事は、政治家と役人が癒着した汚職事件で、○○省局長が部下に虚偽の証明書の発行を指示したことを確信していたが、それを的確に示す物的証拠がなかった。しかし、役人の汚職は許せないという思いが強く、物的証拠の一つに加工して有罪を示す証拠を作った。その結果、局長は自ら指示した事実を認めて有罪と

20) 2008年12月18日国際人権(自由権)規約委員会の総括所見19参照。日弁連編『日本の人権保障システムの改革に向けて―ジュネーブ2008国際人権(自由権)規約第5回日本政府報告書審査の記録』現代人文社(2009年)に、わが国の自白中心の刑事司法を擁護する法務省の回答(77頁以下)とそれに対する各委員からの反論(89頁以下)が収録されている。

21) 「割り屋」というのは、頑強に否認している供述者の「口を割って」供述者から検察の意図した供述を得てくる取調官を指す言葉である。最高検報告書21頁によれば、証拠を改ざんした主任検事に対し特捜部長は「何とかA氏(注：村木厚子氏)までやりたい。」「頼むな。これが君に与えられたミッションだからな。」と言ったとされる。

22) ギスリー・グッドジョンソン(村岡啓一ほか訳)『取調べ・自白・証言の心理学』酒井書店(1994年)307頁以下。

なった。M検事の採った行為は正しかったのだろうか？』【説例A】

私の授業の目的は、「裁判における『真実』とは何か」を法律家の役割との関係で考えさせるものであったから、授業の当日、上記【説例A】に加えて、有名なエイブラハム・リンカーンのダフ・アームストロング事件[23]を修正した次の説例も同時に高校生に示した。

『エイブラハム・リンカーンは、「瘖唖者」(注：「いんあ者」とは、耳が聞こえずしゃべれない人)のアームストロングを弁護した時、彼がほぼ間違いなく犯人であることを知っていたが、月明かりでアームストロングの犯行を見たという目撃者の証言に対し、暦を使って犯行時に月は出ていなかったことを証明した。その結果、アームストロングは無罪となり釈放された。エイブラハム・リンカーンの採った行為は正しかったのだろうか？』【説例B】

授業の冒頭、参加した高校生約100名に対し、アームストロング事件を説明したあとの評価では、全員がリンカーンの無罪弁護を称賛した。また、既に報道で明らかになっていた本件の事実関係を説明したのち、実際のM検事の行為の評価を聞いたところ、これもまた全員が「証拠の改ざんは許されず間違っている」と答えた。

そのうえで、今度は、上記各説例を示してリンカーンの行為とM検事の行為の評価を聞いた。そうすると、【説例B】につき、高校生の実に半数がリンカーンの行為は正しくないと答え、【説例A】につき、約1割の高校生がM検事の行為は正しかったと答えたのである。

私は、出張授業のテーマと実際の議論の経過を秘したうえで、私が奉職する法科大学院の2年生91名に「法曹倫理」の課題として、この高校生の回答をどう評価するかの論評を求めた。法科大学院の院生全員が、前提となる自らの結論として、当然のこととはいえ、説例のリンカーンの行為は正当であり、M検事の行為は違法であり許されないと答えた。彼らは裁判で争われる『真実』が訴訟的真実であること、刑事司法においては有罪必罰よりも無辜の不処罰が優先されるべきこと、『正義』も相対的なものであり実質的正義よりも手続的正義が重視されること、弁護人には真実義務はないが検察官には真実義務があることなどを学んで理解しているからである。そのうえで、彼ら院生は高校生の回答から何を読み取ったのだろうか？論評の代表的なものを要約するとおおよそ次のようになる。

①M検事の行動は正しいと考えた高校生には『悪い奴は罰せられるべき、悪くないなら赦されるべき』という素朴な考えがある。しかし、すべてを知り必ず正しい裁きをする『神』のような者は存在しないのであるから、刑事司法における『真実』も訴訟的真実でしかありえず、たとえわずかではあっても常に冤罪のリスクを抱え込んでいることを認識すべきである。②高校生の回答から読み取るべき重要なことは、彼らが弁護士や検察官の主観的認識と動機が法曹としての職務上の義務内容に大きな影響を与えると考えていることである。主観的認識と動機に着目して、半数もの高校生が弁護人を非難し、小

23) エイブラハム・リンカーンは、弁護士であった時代に、親友の息子であるダフ・アームストロングが酔余殺人を犯したという容疑で起訴された事件を弁護した。事実審理において、リンカーンが、月明かりで犯行を目撃したというアランの偽証を、犯行時には月が出ていなかったことを証明する暦(年鑑)を示して暴いた結果、ダフは無罪となった。弁護士リンカーンを称賛する有名な事件であるが、実際には、ダフが真犯人であることをリンカーンは知っていたとされる。なお、ダフ Duff は「役立たず」を意味する愛称であり、デフ deaf「瘖唖者」ではないが、説例では、あえて、自白することのできない者とするために「瘖唖者」とした。

数とはいえ説例の検察官の行為を正しいとすることから、法曹関係者と一般市民の感覚の乖離を見てとることもできよう。③一般市民が高校生の回答と同じ回答をするとしたならば、司法制度は市民の同意、換言すれば市民の信頼の裏打ちを常に求めるがゆえに、無辜不処罰の貫徹よりも市民の望む有罪必罰を優先させることになり、その結果、無辜が処罰されかねない。無辜不処罰の原則の徹底のために、司法は市民に対し、無辜不処罰の原理およびその担保として設定された具体的ルールの趣旨について説明を尽くし、深い理解を求める必要がある。

私自身も高校生の回答について、法科大学院生の論評と同様に、一般国民にも共通する主観的な確信に基づく『神の眼』の存在、すなわち主観的真実および主観的正義に基づく必罰主義の考え方が反映していることを見いだす。それと実際の授業の対話において、M検事の行為を正当であったと評価した高校生が最も重視したものとして語った「本人が自白したという事実の重み」に着目している。

おそらく、同じ問題を本件の当事者であった大阪地検特捜部の検察官に提示しても法科大学院生と同じ結論が示されるに違いない。皆、正義感が強く、かつ、法律家としての検察官の役割を理解しているに違いないからである。では、そうであるにもかかわらず、なぜ、本件で取調べを担当した検察官は自ら虚偽供述を供述者に「させて」いるという自覚を欠いたのだろうか？―私は、やはり、そこには主観的な確信に基づく『神の眼』の存在があったと推測するのである。冤罪事件が判明するたびに、冤罪の被害者は実際に取調べを担当した警察官や検察官に謝罪を求める。しかし、警察庁や検察庁の代表責任者の謝罪はあっても、実際の取調べを担当した者が謝罪をした例を私は知らない。ここにも、いまだに「真犯人に間違いない」という主観的な確信に基づく『神の眼』の存在を見るのである。

V 最後に

最高検検証報告書は、再発防止策として、「引き返す勇気」[24]を持つことが必要であると述べているが、「勇気」の前に「引き返すか否か」という判断の対象となる選択肢がなければならない。そのためには、当該検察官が、自分が正しいと信じている「検察の構図」が誤っているかもしれないという別の視点が自己の内部に形成されていなければならない。しかし、それが本件ではなされていなかった。こうみてくると、本件の最も根源的な問題―少なくとも意識上の根源的な問題は、実は、大阪地検特捜部の検察官に限らず、また、法曹一般という枠をも超えて[25]、我々国民がいまだに克服できていない主観的な真実主義の陥穽、すなわち、一旦「真実」と確信したならば、「神の眼」を持った絶対的な事実認定者であるかのように振る舞い、別の見方を認めようとしない偏狭性に行き着くのではないだろうか。私は、「検察改革」のその先には、法曹のみならず市民一般の意識を改革するという課題が控えていると考えている。その意識改革は決して容易な仕業ではないが、法科大学院の院生の論評にみるように法教育の効果は間違いなく現れており、そこに私は希望を見いだしている。

24) 最高検報告書36頁。

25) 冤罪事件の誤判原因については、裁判所も弁護士も責任を負っているが、残念ながら、それぞれの冤罪事件について裁判所および弁護士の活動の問題点は十分に解明されていない。冤罪事件の誤判原因を徹底的に調査する第三者機関が必要とされるゆえんである。